Microsoft Services Provider License Agreement Program

SPLA プログラム ガイド

Microsoft | Volume Licensing

目次

概要 3

サービス プロバイダーとは 3

メリット 4

プログラムの参加資格 4

SPLA プログラムの参加条件 4

プログラムの要件 5

利用可能なライセンスモデル 6

SPLA プログラムの参加 7

利用可能な製品 7

契約期間 8

価格および使用報告 9

価格 9

SPLA 追加契約 9

メディアとプロダクト キー 9

メディアの発注 9

月次使用報告 10

SPLA プログラムの申込 11

申込方法 11

その他の資料 12

概要

サービス プロバイダー ライセンス契約 (SPLA) は、サービス プロバイダーおよび独立系ソフトウェア ベンダー (ISV) が、マイクロソフト製品のライセンスを 3 年の契約期間にわたって月単位で取得することができ、それらのマイクロソフト製品を使用してエンドユーザーにソフトウェア サービスやホスト型アプリケーションを提供することができるプログラムです。

Microsoft Enterprise Agreement、Microsoft Select Plus、Microsoft Open プログラム（Open License と Open Value） などのマイクロソフト ボリューム ライセンス プログラムでは、マイクロソフト製品のホスティングは禁止されていますが、SPLA では、特定のマイクロソフト ソフトウェア製品をホスティングするためのライセンスを取得する権利が与えられます。

サービス プロバイダーとは

サービス プロバイダーとは、エンドユーザーに対し、サードパーティ製ソフトウェア、商取引サービス、基幹業務アプリケーションへのアクセスなどのさまざまなサービスを提供する企業です。サービス プロバイダーは、マイクロソフトのサーバー ライセンス製品およびマイクロソフトのライセンスが必要なソフトウェア サービスへの、直接的または間接的なアクセスをエンドユーザーに提供します。

具体的には、次のサービスをエンドユーザーに対して提供している場合にサービス プロバイダーであると言うことができます。

- マイクロソフトのサーバー製品を通して、Web サイト ホスティングや 基幹業務アプリケーション（LOB）といったマイクロソフト製品への直接的または間接的なアクセスをエンドユーザーに提供する。
- マイクロソフト製品を必要とするソフトウェア サービスをエンドユーザーに提供する (エンドユーザーでなくサービスを提供する側がライセンス取得者の場合)。
- マイクロソフト製品を必要とするソフトウェア サービスを通して、エンドユーザーのビジネス (第三者との商取引を含む) をサポートする。
- エンドユーザーにアプリケーション (マイクロソフト以外の製品を含む) へのアクセスと使用を提供し、そのアプリケーションが同じサーバーで実行中のマイクロソフト製品と連携している。

ソフトウェア サービス

ソフトウェア サービスとは、サービス プロバイダーがエンドユーザーにライセンス製品を提供するサービスであり、またマイクロソフトのライセンス製品にアクセスしてそれを表示し実行するサービスか、またはマイクロソフト製品を必要とするサービスです。これらのサービスは、課金するかどうかに関係なく、1 つ以上のデータ センターから、インターネット、電話ネットワーク、プライベート ネットワーク経由で、レンタル契約、サブスクリプション契約、またはサービス契約により提供されます。SPLA では、エンドユーザーではなくサービス プロバイダーがライセンス取得者であるため、より簡単にソフトウェア サービスを提供することができます。

メリット

SPLA プログラムのメリットを紹介します。

- **カスタマイズされたサービスの提供**　専用ホスティング環境または共有ホスティング環境を通してエンドユーザーのニーズに合わせた IT サービスを柔軟に提供することができます。また、エンドユーザーに代わってサービスやマイクロソフト製品の使用権を管理することができます。
- **初期費用なしの月額払い**　毎月の使用に基づいたライセンスの支払方法で、前月にエンドユーザーに提供したライセンス使用量に応じた料金のみを支払うことになります。また、初期コストは不要で、月額の基本料や長期のコミットメントはありません。
- **最新バージョン製品の提供**　エンドユーザーに最新のマイクロソフト プラットフォームを提供できます。マイクロソフト製品は、メディアを発注する代わりにマイクロソフト ボリューム ライセンス サービス センター（VLSC）より無料でダウンロードできます。
- **ライセンス製品の評価とテスト**　マイクロソフト製品をエンドユーザーにサービスとして提供する前に、最大 90 日間、サービス プロバイダー内部でテストし評価することができます。
- **旧バージョンの使用権**　他のマイクロソフト ボリューム ライセンス プログラムと同じく、SPLA においても旧バージョン製品の使用権が付与されています。
- **データ センター アウトソーシング**　マイクロソフト製品をサーバーにインストールし、その日々の管理や運用をアウトソーシング企業に委託することが可能です。アウトソーシング企業はサービス プロバイダーに代わって、データ センターの管理、テスト、保守のサポート サービスを実行することができます。
- **エンドユーザー施設でのインストール**　サービス プロバイダーが自ら所有するサーバー、またはリースによって利用しているサーバーにマイクロソフト製品をインストールし、それをエンドユーザーの施設内に設置することができます。
- **教育機関向けライセンスの提供**　教育機関向け価格により、サービスを広範に提供できます。
- **エンドユーザーへのデモンストレーションと評価**　ソフトウェア サービスの見込み顧客に対して、製品のデモンストレーションを実施することができます（最大 50 人）。またエンドユーザーに対して、最大 60 日間の無償試用期間を提供することができます。
- **関連会社**　契約の中に、サービス プロバイダーの関連会社を含めることができます。
- **ソフトウェア サービス リセラー**　自身がエンドユーザーでもあるソフトウェア サービス リセラーを通じてソフトウェア サービスを提供することができます。
- **MBSA によるライセンス契約締結の簡素化**　マイクロソフト ビジネス/サービス アグリーメント（MBSA）、（または MBA）を既にお持ちのサービス プロバイダーは 3 年ごとの SPLA 契約の締結時に、より簡単に契約締結することができます。また、プレミア、プロフェッショナル サポートをより簡単に購入いただけます。

プログラムの参加資格

SPLA プログラムの参加条件

SPLA に適しているビジネス モデルやシナリオは以下のとおりです:

- アプリケーション サービス プロバイダー
- フランチャイズ加盟店およびフランチャイズ企
- ビジネス プロセス アウトソーサー (BPO)
- ソフトウェア ライセンスを提供する IT アウトソ

業

- メッセージングまたはコラボレーションのサービス プロバイダー
- PC レンタル企業
- Web ホスティング プロバイダー
- ホスト型アプリケーションを提供する独立系ソフトウェア ベンダー[1]

ーサー

- プラットフォーム インフラストラクチャ プロバイダー
- ストリーミング メディア プロバイダー
- Web またはインターネットサービスプロバイダー

プログラムの要件

ここでは、SPLA を取得するために満たす必要のある要件について説明します。

- **マイクロソフト パートナー ネットワークへの加入**　マイクロソフト パートナー ネットワークの登録が必要です。併せて Microsoft Hosting Community の登録が必要です。マイクロソフト パートナー ネットワークへの参加方法に関する情報については、以下を参照してください。

  https://partner.microsoft.com/Japan/program

- **マイクロソフト ビジネス/サービス アグリーメント（MBSA）の締結**
  - サービス プロバイダーが既に他のボリューム ライセンス プログラム（Enterprise Agreement 、Enterprise Subscription Agreement 、 Select Plus、 ISV Royalty Licensing）で MBSA を締結している場合、締結済の MBSA 番号を提示いただく必要があります。
  - サービス プロバイダーが MBSA をお持ちでない場合は、SPLA 契約の際に新規で締結する必要があります。
- **リセラー（SPLA 流通会社）の指定**　SPLA 流通会社を選択し、選択した SPLA 流通会社を通じて SPLA（および MBSA）を締結します。SPLA 流通会社は、以下を行います。
  - 月次使用報告または無使用報告の回収とマイクロソフトへの提出
  - 前月にエンドユーザーに使用を許可したライセンス料の回収
  - SPLA プログラムのすべての分野における支援

  SPLA 流通会社一覧から流通会社を選択するには、以下を参照してください。

  http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/licensing-options/splar.aspx

---

[1] お客様が独立系ソフトウェア ベンダー(ISV)の場合、お客様の知的財産に基づいたソフトウェア サービスをインターネット、またはプライベート ネットワークに接続したサーバーを経由して顧客（エンド ユーザー）に提供できます。これらのサービス提供にマイクロソフト製品が使用されている場合、お客様は自身が所有する内部使用ボリューム ライセンスのライセンスを製品使用権説明書（PUR）に記載されている使用条件下で使用することができます。この場合、SPLA は不要です。対象のマイクロソフト製品は、PUR の「製品固有の使用条件」において「セルフ ホスト アプリケーションの許可：あり」と記載されている製品です。お客様の顧客に対して提供する統合ソリューションのマイクロソフト製品のすべてにマイクロソフト ソフトウェア アシュアランスが必要です。

- **ソフトウェア ライセンスに関する月次使用報告の提出**　サービス プロバイダーは、SPLA 流通会社に対して月次使用報告、または無使用報告を提出する必要があります。サービス プロバイダーは、関連会社、ソフトウェア サービス リセラーがエンド ユーザーに対して使用を許可したライセンス数を報告する必要があります。
- **毎月の請求に対する支払い**　サービス プロバイダーの月次使用報告で報告されたライセンス数に基づいて、SPLA 流通会社はサービス プロバイダーに対して毎月請求書を発行します。サービス プロバイダーは、所定の日付までに SPLA 流通会社に対して支払いを行う必要があります。
- **サービス プロバイダー製品使用権説明書 (SPUR) の遵守**　SPUR には、ライセンス製品を使用する場合の使用権および条件が指定されています。マイクロソフトは、SPUR をいつでも改訂できるものとします。SPUR は、以下より参照することができます。
http://www.microsoftvolumelicensing.com/userights/DocumentSearch.aspx?Mode=3&DocumentTypeId=2.
- **著作権ガイドライン、商標の使用、および不正コピー防止に関する義務の遵守**　SPLA を締結したサービス プロバイダーは、マイクロソフトのライセンス製品の不正コピー防止に関する要件を遵守する必要があります。また、商標やロゴの使用に関する要件、著作権表示等の明記に関しても、それらを遵守する必要があります。マイクロソフト製品を含む製品やサービスのあらゆるドキュメント (オンラインも含む) に、マイクロソフトの著作権表示を含める必要があります。
- **技術サポートの提供**　サービス プロバイダーは、エンドユーザーに対して提供するマイクロソフト製品に関する技術サポートを提供する必要があります。
- **マイクロソフト SPLA 監査への参加の同意**　マイクロソフト、またはマイクロソフトによって指名された代理人 (もしくはその両方) は、必要に応じて、コンプライアンスの確認や現地監査のため、サービス プロバイダーの記録や施設 (データ センターを含む) の調査を行う場合があります。
- **輸出要件への準拠**　サービス プロバイダーは、輸出に関するすべての法律に従う必要があります。サービス プロバイダーのビジネスに適用される輸出関連の法律について、法的助言を得ることを推奨します。マイクロソフトでは情報提供のみを目的として、輸出要件に関する情報、および米国輸出規制、製品 ECCN（Export Control Classification Number）、輸出規制製品などの情報を以下のサイトに掲載しています。
http://www.microsoft.com/exporting/
- **関連会社による著作権ガイドライン、商標の使用、および不正コピー防止に関する義務の遵守**　サービスプロバイダーの関連会社、ソフトウェア サービス リセラーもまたマイクロソフトのライセンス製品の不正コピー防止に関する要件を遵守する必要があります。また、商標やロゴの使用に関する要件、著作権表示等の明記に関しても、それらを遵守する必要があります。

利用可能なライセンスモデル

SPLA で取得できるライセンスは、月単位で提供されるサブスクリプション ライセンスです。ライセンス製品に対するエンドユーザーの要望に応じてライセンス タイプを決定します。すべてのライセンス製品が両方のモデルで提供されているわけではありません。各ライセンス モデルで利用できるライセンス製品の一覧については、サービス プロバイダー 製品使用権説明書（SPUR）を参照してください。
http://www.microsoftvolumelicensing.com/userights/DocumentSearch.aspx?Mode=3&DocumentTypeId=2.

- **サブスクライバー アクセス ライセンス（SAL）：**ライセンス製品へのアクセス、またはその他の使用を許可する各ユーザーまたは各デバイスに対して、サブスクライバー アクセス ライセンス (SAL) が必要です。SAL オプションを選択した場合は、サーバー ライセンスを別途購入する必要はありません。SAL でライセンス提供される製品には、Windows Server®、Microsoft® SQL Server®、Microsoft® Exchange Server、Microsoft® Office、Microsoft® Dynamics®（CRM）などがあります。
    - SA 用 SAL は、有効なソフトウェア アシュアランス（SA）付のクライアント アクセス ライセンス (CAL)をマイクロソフト ボリューム ライセンスに基づいて事前に取得しているエンドユーザーが利用できます。SA 用 SAL により、エンドユーザーは、SPLA サービスに割安な価格で移行することができます。SPLA パートナーは通常の SAL に比べて安価な SA 用 SAL をそのエンドユーザーに提供することができます。
- **プロセッサ ライセンス:** プロセッサ ライセンス モデルを通じてライセンス提供される製品については、そのプロセッサにインストールされるソフトウェアへの無制限の数のユーザー にアクセスが許可されます。プロセッサ ライセンス モデルでライセンス提供される製品には、Microsoft® Windows Server®、Microsoft® SQL Server®、などがあります。

SPLA プログラムの参加

SPLA 契約の締結完了後は、主には以下のような流れとなります。

- マイクロソフトのライセンス製品のマスター コピーを取得します。マイクロソフト ボリューム ライセンス サービス センター（VLSC）よりダウンロード、またはメディア フルフィルメント キットを購入します。
- マイクロソフト製品を必要とするソフトウェア サービスをエンドユーザーに提供します。

  （例）マイクロソフトのサーバー ライセンス製品を通して、ホスト型 Web サイトや基幹業務アプリケーション（LOB）へのアクセスをエンドユーザーに提供する。
- 必要なマイクロソフトのエンドユーザー ライセンス条項および使用権がエンドユーザーに提示されており、エンドユーザーがそれに同意していることを確認します。
- 認定モビリティ パートナーになる場合は、ライセンス モビリティ追加契約を締結します。認定モビリティ パートナーの企業名は以下のリストに追加されます。

  http://www.microsoft.com/licensing/software-assurance/license-mobility.aspx#tab=2.

  http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/software-assurance/license-mobility.aspx#tab=2

利用可能な製品

SPLA では、マイクロソフトの幅広いライセンス製品を使用することができます。最新のサービス プロバイダー製品使用権説明書（SPUR）をダウンロードしていただくと、利用可能な製品使用権についておわかりいただけます。以下は、SPLA で最もよく販売されているライセンス製品です。

- Microsoft Windows Server
- Microsoft System Center
- Microsoft SharePoint® Server
- Microsoft Dynamics CRM
- Microsoft SQL Server
- Microsoft Exchange Server
- Microsoft Office

契約期間

SPLA の契約期間は 3 年です。3 年の契約期間の終了後は、サービス プロバイダーは、新しい契約を締結するか、契約を終了するか、契約を延長するかを選択することができます。延長期間は、12 か月、またはエンドユーザー契約の最長残存期間のいずれかの短いほうの期間になります。

契約延長は、契約満了の 30 日以上前に請求する必要があります。新規のエンドユーザー契約を締結せずに、既存のエンドユーザー契約を通して当初契約期間後もソフトウェア サービスを提供する必要がある場合にのみ、期間延長を請求できます。新規エンドユーザーにソフトウェア サービスを提供することや、既存のエンドユーザー契約を延長することはできません。

サービス プロバイダーは、マイクロソフトに対して 60 日前に書面での通知を行うことによって、契約を解除することができます。契約終了または契約間満了から 30 日以内に、エンドユーザーのデスクトップ PC からすべてのクライアント ソフトウェアのコピーを削除し、エンドユーザーがクライアント ソフトウェアのすべてのコピーを返却または破棄したことを確認する必要があります。

価格および使用報告

価格

SPLA を通して提供されるマイクロソフトの各ライセンス製品の価格については、SPLA 流通会社にお問い合わせください。

教育機関向け価格

サービスが マイクロソフトの定める適格教育ユーザーに提供されるものである場合、選択した製品には教育機関向け価格が適用されます。適格教育ユーザーについては以下を参照ください。

http://www.microsoft.com/japan/education/license/academic.mspx

価格の変更

マイクロソフトは、価格表に掲載される価格をいつでも値下げできるものとします。また、マイクロソフトは、価格表に掲載される価格を年 1 回、暦年の 1 月 1 日にのみ値上げできるものとし、米ドル以外の価格については、いつでも為替変動を反映できるものとします。マイクロソフトが、サービス プロバイダーとの契約締結後に製品の特定のバージョンの価格を値上げする場合は、その時点の該当する製品の有効な価格を請求するものとします。

SPLA 追加契約

ソフトウェア アシュアランスによるライセンス モビリティ追加契約

ソフトウェア アシュアランスによるライセンス モビリティにより、マイクロソフトの顧客（エンドユーザー）は、内部使用ボリューム ライセンスで取得した有効なソフトウェア アシュアランス付の特定のサーバー アプリケーションを認定モビリティ パートナーのデータ センターに導入することができます。サービス プロバイダーが認定モビリティ パートナーになるためには、SPLA の契約に加えてライセンス モビリティ追加契約を締結する必要があります。(認定モビリティ パートナーにならない場合は、追加契約を締結する必要はありません。)

ソフトウェア アシュアランスによるライセンス モビリティについては、以下を参照ください。

http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/software-assurance/license-mobility.aspx#tab=1

メディアとプロダクト キー

メディアの発注

下記のボリューム ライセンス サービス センター (VLSC) ウェブサイトから製品をダウンロードすることができます。VLSC のアカウント取得、アクセス方法については、承諾書に記載されています。メディアを、SPLA 流通会社から購入することも可能です。

https://www.microsoft.com/licensing/servicecenter/Home.aspx.

プロダクト キーのアクティベーション

マイクロソフトのライセンス製品のすべてのエディションをインストールするには、VLSC からダウンロードするか SPLA 流通会社から入手したメディアを使用する必要があります。ボリューム ライセンスのプロダクト キーを使用した複数インストールは、流通会社から入手したメディアか VLSC からのダウンロードによってのみ許可されます。プロダクト キーは企業または組織に割り当てられるものであり、デスクトップ PC、または管理者によるライセンス製品のインストールの用途で使用する必要があります。SPLA ボリューム ライセンス プロダクト キーを取得するには、VLSC にアクセスするか、ライセンス認証窓口 (0120-801-734) にお問い合わせください。 その際、承諾書に記載されている 加入契約番号を伝えていただく必要があります。

月次使用報告

サービス プロバイダーは、エンドユーザーに対して使用を許可したすべてのライセンスについて、月次使用報告または無使用報告を提出する必要があります。

月次使用報告には前月 (暦月) に使用を許可した製品に必要なライセンスの合計数を含める必要があります。エンドユーザーが使用したか否かに関わらず、サービス プロバイダーがソフトウェア サービスの提供のためにその月の 1 日でも使用した場合には、その月に使用したものとカウントします。マイクロソフトに対する売上が 1 か月あたり 10 万円を超えるエンドユーザーについては、そのエンドユーザーの名前と住所を記す必要があります。エンドユーザーに対するデモンストレーション、エンドユーザーによる評価、サービス プロバイダーによるライセンス製品の評価とテスト、サーバーの管理と保守について、契約書に定める限りにおいては月次使用報告に含める必要はありません。

マイクロソフトに対するライセンス料が減少するような使用報告の調整や変更が必要な場合は、元の請求日から 90 日以内に、詳細な説明を記述した月次使用報告の修正依頼書を提出する必要があります。

無使用報告

サービス プロバイダーが、前月 (暦月) にエンドユーザーへのソフトウェア サービスの提供にライセンス製品を使用しなかった場合、サービス プロバイダーは無使用報告を提出する必要があります。サービス プロバイダーが 6 か月以上連続で無使用報告を提出した場合、マイクロソフトは直ちに契約を解除することがあります。

サービス プロバイダーは、月次使用報告または無使用報告が正確かつ完全であることを証明する必要があります。各月の指定日までに報告を提出しなかった場合、契約に違反したことになります。

月次使用報告には、関連会社、およびソフトウェア サービス リセラーによる使用状況についてもサービス プロバイダーが取りまとめて報告するものとします。関連会社、およびソフトウェア サービス リセラーは、独自に SPLA 流通会社に直接提出しないものとします。

最終月次使用報告または無使用報告

契約が終了した場合、または契約期限が満了した場合、サービス プロバイダーは 30 日以内に最後の月次使用報告または無使用報告を提出する必要があります。この報告には、終了日または満了日までの、ライセンス製品の使用情報を記載する必要があります。

SPLA プログラムの申込

申込方法

1. 次の要件を満たす必要があります。
   - マイクロソフト パートナー ネットワークの登録
     https://partner.microsoft.com/japan/40032508
   - Microsoft Hosting Community の登録
     https://partner.microsoft.com/Japan/program/competencies/40057328
2. 新規にマイクロソフト ビジネス/サービス アグリーメント（MBSA）を締結するか、既存の MBSA 契約番号を SPLA 流通会社に連絡し、SPLA 契約を締結し SPLA プログラムに加入する。
3. マイクロソフトがサービス プロバイダーの SPLA 契約書を受領し、既存の MBSA のステータスを確認（または新しく MBSA の手続きを行う）した後、契約番号が記載された承諾書が送付されます。メディアの入手、およびプロダクト キーの アクティベーション方法に関する詳細は、「メディアとプロダクトキー」の項目をご参照ください。

SPLA プログラムの最新情報についてはマイクロソフト ボリューム ライセンス サイトを参照してください。
http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/licensing-options/spla-program.aspx

その他の資料

パートナー様向けマイクロソフト ボリューム ライセンス サイト

https://partner.microsoft.com/global/40019020

SPLA（サービス プロバイダー ライセンス契約プログラム）

http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/licensing-options/spla-program.aspx

SPLA 流通会社一覧

http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/licensing-options/splar.aspx

Microsoft Hosting Community

https://partner.microsoft.com/Japan/program/competencies/40057328

サービス プロバイダー製品使用権説明書 (SPUR)

http://www.microsoftvolumelicensing.com/userights/DocumentSearch.aspx?Mode=3&DocumentTypeId=2

ソフトウェア アシュアランスによるライセンス モビリティ

http://www.microsoft.com/ja-jp/licensing/software-assurance/license-mobility.aspx#tab=1

用語集

関連会社

ある企業を所有する法人、またはその企業に所有される法人、あるいはその企業と共通の所有下にある法人を意味します。所有とは、直接的または間接的に 50% 超の持分を保有することを意味します。

契約番号

マイクロソフトがある企業のサービス プロバイダー ライセンス契約を受理した際に、その企業に対して割り当てる固有の番号です。

企業

契約書の署名フォームに署名した法人、およびこの契約によって権利が付与された、その企業の関連会社を指します。

エンドユーザー ライセンス条項

ライセンス製品に適用される、「エンドユーザー ライセンス条項」という題名の文書です。マイクロソフトは企業に対し、エンドユーザー ライセンス条項のフォームを提供します。マイクロソフトは、エンドユーザー ライセンス条項を随時変更することができます。

発効日

ライセンス契約の有効期間が開始される期日です。通常はマイクロソフトが契約を受理した日付となります。

サービス プロバイダー製品使用権説明書 (SPUR)

マイクロソフトによってライセンス許諾を受けた製品の使用は、すべてサービス プロバイダー製品使用権説明書によって規定されます。サービス プロバイダー製品使用権説明書には、製品の使用権が含まれています。

ソフトウェア 付属文書

ライセンス製品に付属する文書を意味します。

使用

ライセンス製品使用の定義は MBSA、SPUR を参照してください。

無使用

ある暦月中にサービス プロバイダーが、エンドユーザーに対してソフトウェア サービスの提供のために一切ライセンス製品を使用しなかったことを意味します。

© 2011 Microsoft Corporation. All rights reserved. MICROSOFT MAKES NO WARRANTIES, EXPRESS OR IMPLIED, IN THIS SUMMARY. Microsoft provides this material solely for informational and marketing purposes. Providers should refer to their agreements for a full understanding of their rights and obligations under Microsoft's Volume Licensing programs. Microsoft software is licensed not sold. The value and benefit gained through use of Microsoft software and services may vary by provider. Providers with questions about differences between this material and the agreements should contact their reseller or Microsoft account manager. The contents of this guide are subject to change.

Microsoft®